平成18年６月12日

株　主　各　位

大阪市北区大淀南二丁目２番48号
朝日放送株式会社
代表取締役社長　西　村　嘉　郎

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を次のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使されます場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年６月28日午後６時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されます場合】

パソコンから当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト**(http://www.webdk.net)**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って平成18年６月28日午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

なお、お手続きに際し、後記の「電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について」(３頁）を必ずご確認いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1）　日　　時　　平成18年６月29日(木曜日) 午前10時

2）　場　　所　　大阪市北区大淀南二丁目２番48号

朝日放送株式会社　本社ABCホール

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

3）　会議の目的事項

報告事項

1. 第79期（自 平成17年４月１日 至 平成18年３月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
2. 第79期（自 平成17年４月１日 至 平成18年３月31日）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　第79期利益処分案承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役４名選任の件

第４号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

◎本招集ご通知添付書類および議決権行使についての参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://asahi.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話からインターネットにアクセスし、ご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】 http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3. インターネットによる議決権行使は、平成18年６月28日（水曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申しあげます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】　0120-186-417（24時間受付）

＜住所変更等用紙の請求＞ 0120-175-417（24時間受付）

＜その他の照会＞ 0120-176-417（平日9:00～17:00）

(添 付 書 類)

営　業　報　告　書

（自　平成17年４月１日
　至　平成18年３月31日）

Ⅰ．営業の概況

(1) 営業の経過および成果ならびに今後の課題

当期のわが国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加や雇用情勢の改善による個人消費の増加など、国内需要に支えられた景気回復が続き、第４四半期以降は世界経済の回復・拡大に伴い輸出・生産も増加するなど、景気の回復が、より鮮明なものとなりました。

このような経済環境のもと、当社は関西地区における年度テレビ視聴率で全日・プライム・プライム２の時間帯で首位となり「３冠」を達成しました。主力であるテレビスポット収入は視聴率向上と積極的な営業活動の相乗効果により、関西地区スポット投下額のシェアを高め、テレビタイム収入とともに前期を上回る結果となりました。

当期の業績といたしましては、テレビ事業収益は686億４千８百万円となり、前期に比べ2.8%の増収となりました。ラジオ事業収益は37億９千５百万円で、前期に比べ4.3%の減収となりました。これらにその他の収益を加えた営業収益合計は760億６千７百万円と、前期に比べ21億７千１百万円、2.9%の増収となりました。

一方、営業費用は、プロ野球中継の本数増や終戦60周年ドラマなどの放送によりテレビ番組費とネットワーク費が増加したほか、売上増に伴う代理店手数料の増加などで、前期に比べて25億９千４百万円、3.8%増加の704億４千２百万円となりました。この結果、営業利益は56億２千４百万円となり、前期と比べて４億２千２百万円の減益、経常利益は54億３千１百万円となり、前期に比べて６億７千万円の減益となりました。

また、特別損益の部では、固定資産売却益などにより特別利益を８千７百万円計上し、固定資産の減損処理や厚生施設の売却損などで４億７千９百万円を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、税引前当期純利益は50億３千９百万円、法人税・住民税及び事業税、ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は29億２百万円となり、前期に比べて増収、当期純利益は増益となりました。

〔テレビ部門〕

当期の視聴率は、全日9.5%で昭和59年度以来21年ぶりの首位。ゴールデン帯は14.1%で首位と0.2%差の２位、プライム帯は14.9%で平成６年度以来11年ぶりの首位。プライム２帯は10.3%で平成14年度から４年連続首位をキープしました。特に下期の視聴率向上は著しく、全日10.0%・ゴールデン帯14.6%・プライム帯15.5%・プライム２帯10.7%を記録し、年度視聴率の３冠獲得に大きく貢献しました。

プライム帯では番組開始から２年目となる「報道ステーション」が着実に視聴率を伸ばし、年度平均視聴率17.3%を記録したほか、当社制作のネット３番組「最終警告！たけしの本当は怖い家庭の医学」、「笑いの金メダル」、「大改造!!劇的ビフォーアフター」も順調な視聴率で推移しました。日曜20時「大改造!!劇的ビフォーアフター」は３月で終了となりましたが、下期で平均13.1%（関東圏）を記録し、半期平均では番組開始以来最高視聴率で幕を閉じることができました。今後はスペシャル番組として継続していきます。ドラマでは「熟年離婚」や「けものみち」などがブレークし、大きな話題を呼びました。

ローカル番組も好調を維持し、競争が激化している朝帯や夕方帯でも、好成績をおさめることができました。特に夕方ベルト番組「ムーブ！」は年度平均視聴率が8.0%まで上昇し、確実に視聴者の心をつかみました。深夜帯では「ナイトinナイト」や「探偵！ナイトスクープ」が絶好調で、プライム２帯の視聴率が２桁に乗り、この時間帯で圧倒的なシェアを確保しました。

スポーツ番組では、阪神タイガースがリーグ優勝を達成し、当社では日本シリーズ第１戦、第３戦を中継し、第１戦33.2%、第３戦28.2%（いずれも関西圏）の高視聴率を記録しました。ゴルフでは日本女子プロ選手権最終日（９月11日）が、14.1%（関東圏）で過去最高視聴率を獲得しました。

〔ラジオ部門〕

当期の聴取率は、６月の関西圏聴取率調査においても引き続き好調で、12月の調査でも同様に推移し、ＡＭ局首位の記録を平成14年６月調査から連続「８」と伸ばしました。また、ラジオのゴールデンタイムといわれる平日デイタイムにおきましては、「おはようパーソナリティ道上洋三です」が全局番組聴取率１位となったことをはじめ「全力投球!!妹尾和夫です」、「ABCパワフルアフタヌーン」、「元気イチバン！芦沢誠です」と軒並み聴取率がアップし、シェアトップの記録も連続「12」に伸ばすことができました。

秋改編では32年ぶりに本格的連続ラジオドラマ「ぼんくら・日暮らし」「流星倶楽部」の２本を制作しました。宮部みゆき原作の時

代小説「ぼんくら・日暮らし」は、歌舞伎界のプリンス中村橋之助、原田知世、地井武男、渡辺えり子の豪華キャストで制作・放送しました。弘兼憲史原作で劇画「黄昏流星群」のラジオ版ドラマ「流星倶楽部」は、弘兼ファンで劇画の愛読者でもある鳥越俊太郎をナビゲーターとして一話完結形式で制作・放送しました。これらのラジオドラマは制作発表時からマスコミに注目され「ABCラジオは元気だ！」との高い評価を得るとともにリスナーからもしっかり支持されました。また、「ぼんくら・日暮らし」は、平成18年４月からインターネットのポッドキャスティングで有料配信を開始しています。

ラジオイベントでは恒例の秋・春の「ラジオまつり」のほか、７月に神戸メリケンパークで「ABCアウトドアフェスタ」を開催し多数の来場者で賑わいました。

今後ともリスナーのニーズに添った放送を基本に、出演者と触れ合えるイベントなども積極的に展開し、愛されるラジオを目指してまいります。

〔事業活動その他〕

当期の事業部門は、テレビ、ラジオに次ぐ第３の柱として「放送外収入の確立」を目指し、積極展開を図りました。

音楽イベントでは、西日本最大のロックフェスティバル「SUMMER SONIC 05」を主催、前年を約5,000人上回る約57,000人を動員して大成功を収めました。演劇イベントではミュージカル「シカゴ」を上演し、平成14年の「スウィング」以来４年連続で主催ミュージカルを成功させました。文化事業では朝日新聞社との共催で「興福寺展」や「恐竜博2005」を開催し好評を博しました。テレビ中継と連動したイベントでは、男子ゴルフトーナメント「ABCチャンピオンシップ」を開催し、片山晋吾が２年ぶり２回目の優勝を果たしました。映画出資では「蝉しぐれ」や「男たちの大和」などの話題作に出資し、興行面でも成功しました。今後も良質で話題性のある作品に参画していく方針です。

ザ・シンフォニーホールでは、当期も多くの海外アーティストが来演しました。人気チェリスト、ヨーヨー・マ、10年ぶりに大阪でコンサートを開き大きな話題となったピアニスト、マウリツィオ・ポリーニ、30年以上にわたって日本のファンに根強い人気を博してきたテノール、ペーター・シュライヤーなど、多くのコンサートがファンを魅了しました。また、近年ファンが急増しているオペラ公演にも積極的に取り組みました。チェコ国立ブルノ歌劇場を招聘して全国展開したのを始め、ボヘミア・オペラ公演「トロヴァトーレ」、レニングラード国立歌劇場「椿姫」をフェスティバルホールで開催し、好評を博しました。

イベント事業以外の収入として、番組の二次利用が飛躍的な伸び

を見せました。東京で開催される国際マーケット"TIFFCOM"に本格参入し、「大改造!!劇的ビフォーアフター」、「最終警告！たけしの本当は怖い家庭の医学」を台湾、タイへ販売することに成功しました。また、「零のかなたへ～THE WINDS OF GOD～」、「横丁へよ～こちょ！」などテレビ番組のDVD化を行ったほか、ラジオ番組から生まれたCD「おかあさんのカレー」も大きな話題となりました。また、「ふたりはプリキュア」シリーズも依然として好調で、放送外収入の増加に寄与しています。

モバイル有料サイトは今期も売り上げ、会員数とも前期を上回り、好調に推移しております。また、平成18年４月１日から開始される携帯端末向けのワンセグサービスにおいては、準備段階におけるデータ放送の研究、企画、運用を通して放送と通信とを本格的に連携させるサービスの基礎を構築しました。

最後に今年度の日本民間放送連盟賞において、テレビでは報道部門で「終わりなき葬列～発症まで30年、いま広がるアスベスト被害～」、教養部門で「嗚呼・・・友よ父よ～真珠湾攻撃の特殊潜航艇発見64年目の真実～」がそれぞれ優秀賞を受賞、ラジオではCM部門で「関西人の心 篇（60秒)」、統一キャンペーンスポット部門で２作品が優秀賞を受賞しました。また、文化庁芸術祭では「零のかなたへ～THE WINDS OF GOD～」がテレビ部門で優秀賞を獲得しました。

〔会社が対処すべき課題〕

① 新社屋の建設

現在、平成20年の移転を目指して新社屋を建設中です。朝日放送の未来を切り拓く「創造のための工場」です。

建設地は大阪市福島区福島１丁目の大阪大学病院跡地で、堂島川を隔てて中之島を対岸に望む素晴らしい立地です。隈研吾建築都市設計事務所と㈱NTTファシリティーズの共同設計により、周辺環境と調和した、他には無い印象的な建物が設計されています。創造工場としての機能を充実することはもちろん、免震建築の採用など耐災害能力に特に留意しています。

地上16階、地下１階、延べ床面積は４万４千平方メートルで、平成17年11月に着工、平成19年12月に竣工し、平成20年春に現社屋から移転、放送を開始する予定です。

当該地には朝日放送新社屋のほか、マンションやホール、商業施設などが建ち、総合的な再開発「水都・OSAKA αプロジェクト」と命名され、大阪の都心再生のリード役と位置づけられています。

対岸の中之島西部地区の文化施設群（国立国際美術館、グランキューブなど）とともに「国際文化交流ゾーン」を形成することが期待されています。

② 全社改革

平成16年に発足した全社改革推進運動（リセット＆リボーン）は、平成20年の新社屋移転までに理想の創造集団に変貌を遂げるため、組織・制度・意識そのすべてを見直し、新生を図ることを目的としています。

これまでに、役員に関しては任用基準年齢の引き下げ、役員退職慰労制度の廃止、役員評価制度導入などを実施しました。組織改革では、技術部門の制作技術局と放送技術局を統合し、新社屋放送設備、デジタル時代の放送技術、社内各セクションへの技術的サポートなど、幅広い課題に効率的に対応できる組織としました。また新たに人材開発室を立ち上げ、あらゆる状況の変化に勝ち抜く強靭な組織を創るための人材開発を進めていきます。制度改革では、特別早期退職制度、ライン離脱制度を新設、時代に即応した管理職年齢の若返りを実現し、抜擢人事を常態化しました。意識改革の重要なテーマであるブランド力の強化についても、全社横断的な組織としてＶＩ（ビジュアルアイデンティティー）チームを立ち上げ、新社屋移転へ向けて着実に動き始めています。

当社は、今後も確実に改革への歩みを進め、「強力な創造集団」の構築を目指して邁進してまいります。

③ ネットワーク体制の強化

東京キー局、テレビ朝日との一層の業務提携をはかり、関係を強化していくこと、そしてネットワーク全体の強化を目指していくことは当社にとって中長期的な課題であります。

そのひとつの試みとして、本年４月21日から「富豪刑事デラックス」でスタートした金曜ドラマは、当社が中心となり主導的な立場で当社制作陣とテレビ朝日制作陣を一体化して企画・制作する連続ドラマで、今後のネットワーク強化の手法として、ひとつの試金石になるものと考えております。

④ 内部統制システムの充実

当社は、平成17年４月にコンプライアンス室を設置、コンプライアンス憲章を策定し全従業員を対象に研修を行うなど、重点的に、放送倫理の確立とコンプライアンス体制の構築を進めてきました。さらに、新会社法の施行（平成18年５月）に伴い、内部統制システムを充実させることが、当社の対処すべき課題の一つであると認識しています。

このため、取締役の業務執行においては、適正かつ迅速な決定を行う効率的な職務遂行体制を整えます。また、監査役による監査体制を強化するため、内部監査を担当するコンプライアンス室に監査役会事務長を置くことにしました。そして、業務執行に関する報告体制を整えるとともに、放送倫理の確立のために、放送

問題対策委員会および放送番組検討委員会の十全な活用を図り、研修なども含めリスク管理体制を強化します。加えて、当社グループの内部統制体制を見直し、すでに、グループを含むホットラインを設置しました。

内部統制システムは、報道機関である当社が「国民の知る権利」に応えるとともに、その社会的影響力の大きさを認識し、良質な番組を創るための根幹となるものであり、今後も、体制の充実に精力的に取り組む所存です。

⑤　地上デジタルテレビ放送

地上デジタルテレビ放送が開始され、２年半が経過しましたが、当社では放送エリア（近畿圏）内でのカバー率向上を順次進めています。従来のアナログテレビ放送への影響が解決したため、平成17年７月１日からは生駒送信所（親局）の出力を定格出力である３kW（キロワット）まで増力し、平成18年３月１日には兵庫県内に中継局を４局（神戸・三木・姫路・北淡垂水）開局しました。これらの増力や中継局新設により放送エリア内のカバー世帯率は87%となりました。平成18年度には兵庫県に２局、和歌山県に３局、奈良県に１局、滋賀県に３局の中継局を開局する予定で、平成22年までには合計115局の中継局を開局し、現行アナログテレビ放送のエリア内を100%カバーする予定です。

一方、受像機の普及は順調に推移しており、新たな放送サービスとして平成18年４月１日から携帯端末向けのワンセグサービスも開始しています。

また、当社では地上デジタルテレビ放送の特性を生かした放送番組のHD（高精細度）化を進めており、現在、全日で62.7%、プライム帯では79.1%の放送時間をピュアHD化し、ドラマ・スポーツ中継・バラエティ番組などを高品位な映像で放送しております。

今後も放送エリア内でのカバー率向上、受像機の多様化への対応、HD放送時間の増大などを進めながら、平成20年の新社屋移転と平成23年のアナログテレビ放送終了に向け、設備の充実をはかり、優れた番組を発信する態勢を整える予定です。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は77億５千万円であり、そのうち、主なものは以下のとおりであります。

高石ラジオ送信所２号送信機更新	平成17年４月完成
高石ラジオ送信所アンテナ支線更新	平成17年９月完成
東京支社移転による支社設備更新	平成17年10月完成
生駒テレビ送信所２号デジタル送信機新設	平成17年11月完成
デジタルテレビ中継局（兵庫県内）新設	平成18年３月完成
編集用VTR設備HD（高精細度）化更新	平成18年３月完成
新社屋建設工事	平成19年度完成予定

(3) 資金調達の状況

平成20年の本社移転計画に関し、主として新社屋建設費の資金調達のため平成17年12月９日に69億９千９百万円の第三者割当増資を実施しました。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

区分＼期別	第 76 期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)	第 77 期 (自平成15.4.1 至平成16.3.31)	第 78 期 (自平成16.4.1 至平成17.3.31)	第79期(当期) (自平成17.4.1 至平成18.3.31)
営業収益(百万円)	68,529	70,282	73,895	76,067
経常利益(百万円)	3,006	3,501	6,102	5,431
当期純利益または当期純損失(△)(百万円)	975	△ 1,774	2,685	2,902
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)(円)	258.62	△ 501.80	735.88	758.32
総資産(百万円)	64,588	61,038	70,880	80,855
純資産(百万円)	39,875	38,668	41,351	52,639

(注) 1. 第76期以降は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第２号）および「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第４号）により計算しております。

2. 第77期の営業収益と経常利益の増加は、主にテレビスポット収入およびテレビタイム収入の増加によるものであります。また、総資産と純資産の減少は、主に本社屋および東京支社社屋売却によるものであります。

3. 第78期の営業収益と経常利益の増加は、主にテレビスポット収入およびテレビタイム収入の増加によるものであります。また、総資産の増加は主に有価証券取得によるもので、純資産の増加は利益によるものであります。

4. 第79期の営業収益の増加は、主にテレビスポット収入およびテレビタイム収入の増加によるものであり、経常利益の減少は、主にテレビ番組費の増加により営業費用が増加したことによるものです。また、総資産の増加は、主に第三者割当増資による資本金および資本準備金の増加によるもので、純資産の増加は、上記第三者割当増資及び利益によるものであります。

Ⅱ．**会社の概況**（平成18年３月31日現在）

(1) 主要な事業内容

放送法および有線放送法による一般放送事業
放送番組の企画、編成、制作ならびに販売

(2) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数　　14,400,000株

(注) 平成17年６月28日開催の当社定時株主総会において定款の一部変更が行われ、会社が発行する株式の総数は当期中に6,400,000株増加し、14,400,000株となっております。

② 発行済株式総数　　4,183,300株

(注) 平成17年11月11日開催の当社定時取締役会において決議された第三者割当による新株式発行に伴い、平成17年12月９日付で583,300株増加し、4,183,300株となっております。

③ 株　主　数　　3,254名

④ 大　株　主

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持　株　数	議決権比率	持　株　数	出資比率
株式会社　朝　日　新　聞　社	592,490株	14.2%	—株	—%
株式会社　テ　レ　ビ　朝　日	387,760	9.3	7,440	0.7
モルガン スタンレー アンド カンパニー インク	347,240	8.3	—	—
朝　日　新　聞　信　用　組　合	180,000	4.3	—	—
学校法人　帝　京　大　学	155,400	3.7	—	—
村　山　美　知　子	145,500	3.5	—	—
日本生命保険相互会社	125,650	3.0	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	108,840	2.6	—	—
大　阪　瓦　斯　株　式　会　社	85,500	2.0	—	—
近　鉄　バ　ス　株　式　会　社	80,000	1.9	—	—

(3) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

① 取得株式

単元未満株式の買取りによる取得
普通株式　　14株
取得価額の総額　　0百万円

② 処分株式

該当ありません。

③ 失効手続をした株式

該当ありません。

④ 決算期における保有株式

普通株式　　26株

(4) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
第一生命保険相互会社	1,200百万円	70,650株	1.7%
株式会社みずほコーポレート銀行	1,000	72,000	1.7
日本政策投資銀行	1,000	—	—
日本生命保険相互会社	800	125,650	3.0
住友生命保険相互会社	800	12,400	0.3
株式会社りそな銀行	200	76,350	1.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	200	51,000	1.2
住友信託銀行株式会社	200	43,000	1.0
株式会社あおぞら銀行	200	—	—
三菱UFJ信託銀行株式会社	200	—	—

(5) 従業員の状況

区分	人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	524名	△ 3名	40歳３月	17年４月
女性	129	—	38歳１月	15年７月
計または平均	653	△ 3	39歳10月	17年０月

(6) 重要な子法人等の状況およびその他の重要な企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ABCゴルフ倶楽部	1,024百万円	94.6%	ゴルフ場経営
株式会社エー・ビー・シーメディアコム	49	100.0	番組制作業
株式会社エー・ビー・シーリブラ	20	100.0	番組制作業

(注) ㈱ABCゴルフ倶楽部は、平成17年12月27日に212百万円（優先株212百万円）の増資を実施したため資本金が増加しております。
また、当社は平成17年７月15日に㈱ABCゴルフ倶楽部の普通株を4,600株取得したため、議決権比率が増加しております。

② 企業結合の経過

上記の３社が連結子法人等であり、当期において変動はありません。

③　企業結合の成果

当期の連結売上高は779億円で前期比19億円（2.6%）の増収となり、経常利益は56億円で前期比６億円の減益となりました。これは、主に当社の営業費用および営業外費用の増加によるものです。連結当期純利益は29億円となり前期比２億円の増益となりました。

(7) 営業所

東京支社（東京都）　　名古屋支社（名古屋市）

(8) 取締役および監査役

会社における地位および担当または主な職業	氏　　名
代表取締役社長	西　村　嘉　郎
代表取締役専務取締役　管理部門統括	渡　辺　克　信
代表取締役専務取締役　現業部門統括	島　崎　　誠
常務取締役　技術担当	橋　本　安　弘
常務取締役　社長室・秘書室・コンプライアンス室・関連事業担当、社長室長委嘱	北　畠　宏　泰
常務取締役　人事担当	和　田　省　一
取　締　役　(株式会社朝日新聞社社主)	村　山　美知子
取　締　役　(株式会社テレビ朝日代表取締役会長)	広　瀬　道　貞
取　締　役　(近畿日本鉄道株式会社代表取締役会長)	辻　井　昭　雄
取　締　役　(株式会社朝日新聞社代表取締役専務取締役大阪本社代表)	内　海　紀　雄
取　締　役　(阪神電気鉄道株式会社代表取締役社長)	西　川　恭　爾
取　締　役　(大阪瓦斯株式会社相談役)	領　木　新一郎
取　締　役　(日本生命保険相互会社代表取締役副社長)	脇　　英太郎
取　締　役　総務・経理担当	木　下　栄　一
取　締　役　ラジオ担当、国際室長委嘱	道　上　洋　三
取　締　役　営業・ネットワーク・東京支社担当、営業局長委嘱	脇　阪　聰　史
取　締　役　編成・制作・報道情報・スポーツ担当、編成本部長・編成局長委嘱	松　尾　好　章
取　締　役　事業メディア担当	水　野　文　英
常勤監査役	西　村　眞一郎
監　査　役	村　井　　守
監　査　役　(三井住友銀リース株式会社代表取締役社長 兼 最高執行役員)	白　賀　洋　平
監　査　役	黒　石　　輯
監　査　役　(株式会社広島ホームテレビ代表取締役社長)	橋　本　宗　利

(注) 1. 当期中の取締役の退任
取締役 柴田俊治、大西正文、小林幹司、玉　知夫の各氏は平成17年６月28日退任しました。
2. 当期中の取締役の就任
取締役 領木新一郎、脇　英太郎、水野文英の各氏は平成17年６月28日就任しました。
3. 当期中の監査役の退任
監査役 内藤碩昭氏は平成17年６月28日退任しました。
4. 当期中の監査役の就任
監査役 橋本宗利氏は平成17年６月28日就任しました。
5. 取締役 村山美知子、広瀬道貞、辻井昭雄、内海紀雄、西川恭爾、領木新一郎、脇　英太郎の各氏は商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役であります。
6. 監査役 白賀洋平、黒石　輯、橋本宗利の各氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

26百万円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として、当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

26百万円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の報酬等を区別しておらず実質的にも区分できないため、③に記載の金額には証券取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成18年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
流動資産	**35,297** 百万円	**流動負債**	**10,664** 百万円
現金及び預金	4,752	短期借入金	800
受取手形	832	未払金	5,480
売掛金	13,308	未払法人税等	1,058
有価証券	11,940	未払消費税等	177
番組勘定	1,393	未払費用	1,691
貯蔵品	27	前受金	342
短期貸付金	1,458	預り金	297
未収入金	350	設備等支払手形	815
繰延税金資産	778	**固定負債**	**17,551**
その他の流動資産	500	長期借入金	5,000
貸倒引当金	△ 46	退職給付引当金	11,383
固定資産	**45,558**	預り保証金	174
有形固定資産	**17,173**	本社移転損失引当金	764
建物	1,831	その他の固定負債	228
構築物	305	**負債合計**	**28,215**
機械及び装置	4,358	**資本の部**	
車両及び運搬具	1		
工具器具及び備品	299	**資本金**	**5,299**
土地	4,601	資本金	5,299
建設仮勘定	5,775	**資本剰余金**	**3,610**
無形固定資産	**517**	資本準備金	3,515
施設利用権	54	その他資本剰余金	95
ソフトウェア	463	財産受贈益	95
投資その他の資産	**27,866**	**利益剰余金**	**40,313**
投資有価証券	18,634	利益準備金	450
子会社株式	1,055	任意積立金	36,400
長期貸付金	1,949	別途積立金	36,400
長期前払費用	9	当期未処分利益	3,463
繰延税金資産	4,490	**その他有価証券評価差額金**	**3,416**
長期性預金	1,000	**自己株式**	**△ 0**
その他の投資	937	**資本合計**	**52,639**
貸倒引当金	△209		
資産合計	**80,855**	**負債及び資本合計**	**80,855**

損　益　計　算　書

（自　平成17年４月１日
至　平成18年３月31日）

経常損益の部		
営業損益の部		百万円
営　業　収　益		**76,067**
営　業　費　用		
事　　業　　費	43,384	
販売費及び一般管理費	24,792	
減　価　償　却　費	2,266	**70,442**
営　業　利　益		**5,624**
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	154	
雑　　収　　益	80	**235**
営業外費用		
新　株　発　行　費	235	
固定資産処分損	103	
支　払　利　息	39	
雑　　損　　失	48	**428**
経　常　利　益		**5,431**
特別損益の部		
特　別　利　益		
固定資産売却益	41	
投資有価証券売却益	17	
その他の特別利益	28	**87**
特　別　損　失		
固定資産売却損	310	
減　損　損　失	137	
その他の特別損失	31	**479**
税引前当期純利益		**5,039**
法人税、住民税及び事業税		**2,186**
法人税等調整額		**△48**
当期純利益		**2,902**
前期繰越利益		**723**
中間配当額		**161**
当期未処分利益		**3,463**

(注)
１．重要な会計方針
１）有価証券の評価基準および評価方法
子会社および関連会社株式　　：総平均法による原価法
その他有価証券　時価のあるもの：決算末日の市場価格等に基づく時価法
売却原価は総平均法により算定し、評価差額は全部資本直入法により処理しています。
時価のないもの：総平均法による原価法
２）たな卸資産の評価基準および評価方法
番組勘定　　：個別法による原価法
貯蔵品　　：最終仕入原価法
３）有形固定資産の減価償却の方法　　：定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は、建物が13～50年、機械及び装置が６～15年であります。
４）無形固定資産の減価償却の方法　　：定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。
５）繰延資産の処理方法
新株発行費　　：支出時に全額費用処理しています。
６）貸倒引当金の計上方法
金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、以下の基準により計上しています。
一般債権　　：貸倒実績率法
貸倒懸念債権および破産更生債権：個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
７）退職給付引当金の計上方法
従業員の退職金の支給に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理することとしています。
８）役員退職慰労引当金の計上方法
役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、廃止までの期間に対応する役員退職慰労金相当額については、その他の固定負債に含めて表示しております。
９）本社移転損失引当金の計上方法
平成20年の本社移転に伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
10）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算方法
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
11）リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
12）ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しています。
13）消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

２．会計方針の変更

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会　平成14年８月９日)) 及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会　平成15年10月31日　企業会計基準適用指針第６号) を適用しております。
これにより、税引前当期純利益が137百万円減少しております。

３．貸借対照表の注記

１) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
２) 有形固定資産の減価償却累計額　21,968百万円
３) 子会社に対する短期金銭債権　658百万円
子会社に対する長期金銭債権　15
子会社に対する短期金銭債務　193
子会社に対する長期金銭債務　1
４) 本社移転損失引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
５) 保　証　債　務　額　1,274百万円
６) 貸借対照表に計上した固定資産の他、放送設備の一部、電子計算機およびその周辺機器他をリース契約により使用しています。
７) 商法施行規則第124条第３号に係る純資産額（有価証券の時価総額がその取得価額総額を超える場合の時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額）
3,416百万円

４．損益計算書の注記

１) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
２) 子会社との取引高
売　上　高　124百万円
仕　入　高　2,129
営業取引以外の取引　114
３) １株当たりの当期純利益　758円32銭

５．退職給付関係注記事項

１) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および適格退職年金制度を設けています。
２) 退職給付債務に関する事項（平成18年３月31日）

ａ．退職給付債務	△23,654百万円
ｂ．年金資産	11,929
ｃ．未積立退職給付債務（ａ＋ｂ）	△11,725
ｄ．未認識数理計算上の差異	342
ｅ．退職給付引当金（ｃ＋ｄ）	△11,383

３) 退職給付費用に関する事項（自平成17年４月１日　至平成18年３月31日）

ａ．勤務費用	730百万円
ｂ．利息費用	471
ｃ．期待運用収益	△235
ｄ．数理計算上の差異の費用処理額	400
ｅ．退職給付費用（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ）	1,367

4）退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

ａ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ｂ．割引率	2.0%
ｃ．期待運用収益率	2.5%
ｄ．数理計算上の差異の処理年数	10年

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしています。

6．税効果会計注記事項

1）繰延税金資産発生の主な原因別内訳

① 流動の部	
繰延税金資産	
未払費用	598百万円
その他	180
繰延税金資産合計	778
② 固定の部	
繰延税金資産	
退職給付引当金	4,621百万円
有形固定資産	867
投資有価証券	651
本社移転損失引当金	310
貸倒引当金	101
その他	286
繰延税金資産合計	6,838
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,348
繰延税金負債合計	△2,348
繰延税金資産の純額	4,490

2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等一時差異ではない項目	2.5%
住民税均等割	0.3%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4%

利 益 処 分 案

		円
当期未処分利益		**3,463,434,711**
利 益 処 分 額		
利 益 配 当 金	円 271,912,810	
(普通配当 1株につき45円 特別配当 1株につき20円)		
取 締 役 賞 与 金	36,000,000	
任 意 積 立 金 別 途 積 立 金	2,000,000,000	**2,307,912,810**
次 期 繰 越 利 益		**1,155,521,901**

(注) 平成17年12月９日に161,999,460円（１株につき45円）の中間配当を実施しました。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月12日

朝日放送株式会社
取　締　役　会　　御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大　西　寛　文　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　村　　猛　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、朝日放送株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第79期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第79期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2．監査の結果

(1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する事実は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年５月15日

朝日放送株式会社監査役会

常勤監査役　西村眞一郎　㊞

監査役　村井守　㊞

監査役　白賀洋平　㊞

監査役　黒石輯　㊞

監査役　橋本宗利　㊞

(注)　監査役白賀洋平、黒石輯、橋本宗利は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年３月31日現在)

資産の部		百万円	負債の部		百万円
流動資産	**36,454**		**流動負債**	**10,824**	
現金及び預金	6,383		買掛金及び未払金	5,727	
受取手形及び売掛金	14,197		短期借入金	800	
有価証券	11,940		未払費用	1,720	
たな卸資産	1,451		未払法人税等	1,105	
短期貸付金	810		設備等支払手形	815	
繰延税金資産	782		その他の流動負債	655	
その他の流動資産	915		**固定負債**	**25,782**	
貸倒引当金	△ 26		長期借入金	5,000	
固定資産	**53,982**		退職給付引当金	11,460	
有形固定資産	**26,525**		預り保証金	8,324	
建物及び構築物	7,013		本社移転損失引当金	764	
機械装置及び運搬具	4,389		その他の固定負債	232	
工具器具及び備品	337		**負債合計**	**36,606**	
土地	9,009		**少数株主持分**		
建設仮勘定	5,775		**少数株主持分**	**877**	
無形固定資産	**542**		**資本の部**		
ソフトウェア	469		**資本金**	**5,299**	
その他の無形固定資産	73		**資本剰余金**	**3,610**	
投資その他の資産	**26,914**		**利益剰余金**	**40,631**	
投資有価証券	18,803		**その他有価証券評価差額金**	**3,411**	
長期貸付金	1,832		**自己株式**	**△ 0**	
長期前払費用	10		**資本合計**	**52,952**	
繰延税金資産	4,433				
長期性預金	1,000				
その他の投資	935				
貸倒引当金	△101				
資産合計	**90,436**		**負債、少数株主持分及び資本合計**	**90,436**	

連結損益計算書

（自　平成17年４月１日
至　平成18年３月31日）

百万円

経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	77,914	**77,914**
営業費用		
売上原価	46,313	
販売費及び一般管理費	25,840	**72,153**
営業利益		**5,760**
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	151	
持分法による投資利益	27	
その他の営業外収益	88	**268**
営業外費用		
新株発行費	235	
固定資産処分損	107	
支払利息	39	
その他の営業外費用	32	**415**
経常利益		**5,613**
特別損益の部		
特別利益		
固定資産売却益	41	
投資有価証券売却益	17	**59**
特別損失		
固定資産売却損	310	
減損損失	137	
その他の特別損失	31	**479**
税金等調整前当期純利益		**5,193**
法人税、住民税及び事業税		**2,252**
法人税等調整額		**△41**
少数株主利益		**2**
当期純利益		**2,979**

(注)
1．連結計算書類作成のための基本となる事項
1）連結の範囲に関する事項
① 連結子法人等の数　３社
連結子法人等の名称
㈱エー・ビー・シーメディアコム
㈱エー・ビー・シーリブラ
㈱ABCゴルフ倶楽部
② 主要な非連結子法人等の名称
㈱エー・ビー・シー会館
連結の範囲から除いた理由
非連結子法人等４社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2）持分法の適用に関する事項
① 持分法を適用した非連結子法人等　なし
② 持分法を適用した関連会社の数　１社
会社等の名称
㈱スカイ・エー
③ 持分法を適用しない非連結子法人等及び関連会社のうち主要な会社等の名称
㈱エー・ビー・シー会館
㈱カガミ
㈱各務プロダクションは、平成17年10月１日に㈱カガミに社名変更しました。
持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

2．重要な会計方針
1）有価証券の評価基準および評価方法
その他有価証券　時価のあるもの：決算末日の市場価格等に基づく時価法
売却原価は総平均法により算定し、評価差額は全部資本直入法により処理しています。
時価のないもの：総平均法による原価法
2）たな卸資産の評価基準および評価方法
番組勘定については、個別法に基づく原価法により、その他については主として移動平均法に基づく原価法により評価しています。
3）有形固定資産の減価償却の方法
定率法によっていますが、連結子法人等のうち１社は定額法を採用しています。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　13～50年
機械装置及び運搬具　６～15年
4）無形固定資産の減価償却の方法
定額法によっています。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。
5）繰延資産の処理方法
新株発行費　：支出時に全額費用処理しています。

６）貸倒引当金の計上方法
金銭債権の貸倒れによる損失に備えて以下の基準で計上しています。
一般債権　：貸倒実績率法
貸倒懸念債権および破産更生債権：個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

７）退職給付引当金の計上方法
従業員の退職金の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしています。

８）役員退職慰労引当金の計上方法
役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、廃止までの期間に対応する役員退職慰労金相当額については、その他の固定負債に含めて表示しております。

９）本社移転損失引当金の計上方法
平成20年の当社の本社移転に伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。

10）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算方法
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

11）リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

12）ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しています。

13）連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっています。

14）消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

３．会計方針の変更
当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会　平成14年８月９日)) 及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会　平成15年10月31日企業会計基準適用指針第６号）を適用しております。
これにより税金等調整前当期純利益が137百万円減少しております。

４．連結貸借対照表の注記
１）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
２）有形固定資産の減価償却累計額　24,526百万円
３）保　証　債　務　額　1,274百万円

５．連結損益計算書の注記
１）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
２）１株当たりの当期純利益　778円18銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月12日

朝日放送株式会社
取　締　役　会　　御中

監　査　法　人　ト　ー　マ　ツ

指定社員 業務執行社員　公認会計士　大　西　寛　文　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　西　村　　猛　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２第３項の規定に基づき、朝日放送株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第79期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い朝日放送株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第79期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2．監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年５月15日

朝日放送株式会社監査役会

常勤監査役　西村眞一郎　㊞
監査役　村井守　㊞
監査役　白賀洋平　㊞
監査役　黒石輯　㊞
監査役　橋本宗利　㊞

(注)　監査役白賀洋平、黒石輯、橋本宗利は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

議決権の行使についての参考書類

1．総株主の議決権の数　418,321個

2．議案および参考事項

第１号議案　第79期利益処分案承認の件

第79期の利益処分につきましては、当期の業績と今後の経営環境の変化などを考慮いたしまして、添付書類（21頁）に記載のとおりといたしたく存じます。

当期の利益配当金につきましては、普通配当45円に、収益が順調でございましたので、株主の皆様の日頃のご支援にお報いするため、特別配当20円を加えて、１株につき65円といたしたく存じます。これにより、すでにお支払いいたしました中間配当金１株につき45円とあわせて、通期の配当金は１株につき110円となります。

当期の取締役の賞与金につきましては、当期の業績等を勘案して、当事業年度末において在任する業務執行取締役11名に対し、3,600万円を支給いたしたく存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年５月１日に施行されたこと、また、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成17年法律第107号）ならびに電波法施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第16号)、放送法施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第17号）が平成18年４月１日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

(1) 外国人株主の当社株式保有制限等に対応するため、変更案第13条（外国人株主の株主名簿への記載または記録の制限ならびに議決権制限）を修正するものであります。

(2) 株主総会の開催地を本店所在地またはその隣接地に限定するため、変更案第16条（招集地）を新設するものであります。

(3) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。

(4) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第27条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

(5) 取締役、監査役の職務遂行にあたり、会社法のもと、期待される役割を充分に発揮し、継続的に有用な人材を確保できるよう、変更案第35条（損害賠償責任の一部免除）を新設するものであります。

なお、この規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	(現行どおり)
	(商号)
第１条　当会社は朝日放送株式会社と称し、英文ではASAHI BROADCASTING CORPORATIONと表示し、ABCと略称する。	第１条　(現行どおり)
	(目的)
第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. 放送法および有線放送法による一般放送事業 2. 放送番組の企画、編成、制作ならびに販売 3. 録音、録画物の制作ならびに販売およびこれらソフトの放送・通信等情報サービスの提供 4. 当社の放送番組等著作物および商号、商標等のデザインを使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭用電気製品、時計、玩具、録音・録画テープ、コンパクトディスクおよび飲食物の販売	第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. 放送法および有線放送法による一般放送事業 2. 放送番組の企画、編成、制作および販売 3. 録音、録画物の制作および販売ならびにこれらソフトの放送・通信等情報サービスの提供 4. 当会社の放送番組等著作物、商号ならびに商標等のデザインを使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭用電気製品、時計、玩具、録音・録画テープ、コンパクトディスクおよび飲食物の販売

現　行　定　款	変　更　案
5．通信販売業	5．通信販売業
6．出版物の企画、発行ならびに販売	6．出版物の企画、発行および販売
7．電気通信事業法に定める電気通信事業	7．電気通信事業法に定める電気通信事業
8．電子機器およびその利用技術の開発、製造、販売ならびにこれらに関連する技術指導	8．電子機器およびその利用技術の開発、製造、販売ならびにこれらに関連する技術指導
9．コンピューターに関するソフトウェアの開発、販売ならびにコンピューターによる情報処理、情報提供サービス業	9．コンピューターに関するソフトウェアの開発および販売ならびにコンピューターによる情報処理および情報提供サービス業
10．音楽、美術、映画、演劇、芸能、教育、スポーツ、観光等各種催物の企画、制作、販売および興行	10．音楽、美術、映画、演劇、芸能、教育、スポーツ、観光等各種催物の企画、制作、販売および興行
11．投資業	11．投資業
12．音楽ホール、映画等の興行場、展示会場の経営およびプレイガイド業	12．音楽ホール、映画等の興行場、展示会場の経営およびプレイガイド業
13．放送・通信機器等各種動産のリース業	13．放送・通信機器等各種動産のリース業
14．不動産の賃貸ならびに管理	14．不動産の賃貸および管理
15．前各号に関連する一切の業務	15．前各号に関連する一切の業務
	(本店の所在地)
第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。	第３条　(現行どおり)
	(機関の設置)
(新　設)	第４条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
	(公告方法)
第４条　当会社の公告は、電子公告によりおこなう。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、朝日新聞に掲載しておこなう。	第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、朝日新聞に掲載して行う。

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株式	(現行どおり)
第５条　当会社が発行する株式の総数は、1,440万株とする。ただし、株式の消却がおこなわれた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。	(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,440万株とする。
(新　設)	(株券の発行) 第７条　当会社は、その株式に係る株券を発行する。
第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第７条　当会社は、10株をもって株式の１単元とする。	(単元株式数) 第９条　当会社の単元株式数は、10株とする。
第８条　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下、単元未満株式という。）の数を表示した株券については、株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。	(単元未満株券の不発行) 第10条　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券については、発行しないことができる。
第９条　当会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条　当会社の株券の種類、株主（実質株主を含む。以下同じ。）の氏名など株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

現　行　定　款	変　更　案
	(株主名簿管理人) 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
第10条　当会社は、株式につき名義書換代理人をおく。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。	
第11条　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	(削　除)
第12条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使できる株主とする。	(削　除)
②　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(削　除)

現　行　定　款	変　更　案
	(外国人株主の株主名簿への記載または記録の制限ならびに議決権の制限)
第13条　当会社は、次の各号のいずれかに該当する者から株式の名義書換請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に該当する者の有する議決権の総数が当会社の議決権総数の５分の１以上を占めることとなるときは、その名義書換を拒むことができる。 (1) 日本の国籍を有しない人 (2) 外国政府またはその代表者 (3) 外国の法人または団体	第13条　当会社は、次の各号のいずれかに該当する者から、その氏名、住所等を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に該当する者の有する議決権の総数が当会社の議決権総数の５分の１以上を占めることとなるときは、その氏名および住所等を株主名簿に記載または記録することを拒むことができる。 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府またはその代表者 3. 外国の法人または団体 4. 前各号に該当する者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体
(新　設)	②　当会社は、法令の定めるところにより、前項各号に該当する者が有し、または有するとみなされる株式について、議決権を制限することができる。
第３章　株主総会	(現行どおり)
(新　設)	(定時株主総会の基準日) 第14条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

現　行　定　款	変　更　案
	(招集の時期)
第14条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、必要があるときは、臨時株主総会を随時招集する。	第15条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集する。
	(招集地)
(新　設)	第16条　当会社は、本店所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。
	(招集権者および議長)
(新　設)	第17条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。
	(決議要件)
第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。	第18条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②　商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってする。	②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第16条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。	(削　除)

現　行　定　款	変　更　案
(新　設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第19条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
	(議決権の代理行使)
第17条　株主は、株主総会において当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社にさし出さなければならない。	第20条　株主は、株主総会において当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第４章　取締役および取締役会	(現行どおり)
	(員数)
第18条　当会社の取締役は20名以内とし、株主総会において選任する。	第21条　当会社の取締役は20名以内とする。
	(選任)
第19条　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	第22条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
②　取締役の選任は累積投票によらない。	(現行どおり)
	(任期)
第20条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第23条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
(新　設)	②　補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
第21条　取締役に欠員を生じても法定の員数を欠かないときは、次の改選期までその補欠の選任をしないことがある。	(削　除)
②　補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(削　除)
	(代表取締役および役付取締役)
第22条　取締役会は、その決議により取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。	第24条　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
代表取締役は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および専務取締役のうちから定める。	②　代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および専務取締役のうちから選定する。
	(取締役会の招集権者および議長)
第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを代行する。	第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。
	(取締役会の招集通知)
第24条　取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し会日より３日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	第26条　取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し会日より３日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

現　行　定　款	変　更　案
(新　設)	(取締役会の決議の省略) 第27条　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
第25条　取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。	(取締役会規則) 第28条　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。
第５章　監査役および監査役会	(現行どおり)
第26条　当会社の監査役は５名以内とし、株主総会において選任する。	(員数) 第29条　当会社の監査役は５名以内とする。
第27条　監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	(選任) 第30条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第28条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	(任期) 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新　設)	②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
第29条　監査役に欠員を生じても法定の要件を欠かないときは、次の改選期までその補欠の選任をしないことがある。	(削　除)
②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(削　除)
	(常勤の監査役)
第30条　監査役は互選により常勤の監査役を定める。	第32条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。
	(監査役会の招集通知)
第31条　監査役会を招集するには、各監査役に対し会日より３日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	第33条　　(現行どおり)
	(監査役会規則)
第32条　監査役会に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。	第34条　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。
(新　設)	第６章　取締役、監査役の責任免除
	(損害賠償責任の一部免除)
(新　設)	第35条　当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

現　行　定　款	変　更　案
(新　設)	②　当会社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。
第６章　計算	第７章　計算
第33条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとし、その末日を決算期日とする。	(事業年度) 第36条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
第34条　当会社の利益配当金は、株主総会の決議により、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	(剰余金の配当) 第37条　当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
(新　設)	②　当会社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第35条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配をおこなうことができる。	(削　除)
第36条　利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) 第38条　期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第３号議案　取締役４名選任の件

取締役島崎　誠、広瀬道貞、内海紀雄の各氏は本総会終結のときをもって辞任されます。つきましては、経営体制強化のため１名増員し、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況ならびに当社の取締役であるときの地位および担当	所有する当社株式の数
1	池内文雄 (昭和21年４月２日生)	昭和45年４月　株式会社朝日新聞社入社 平成14年６月　同社取締役 平成17年６月　同社常務取締役 現在に至る	0株
2	君和田正夫 (昭和16年６月26日生)	昭和39年４月　株式会社朝日新聞社入社 平成９年６月　同社取締役 平成13年６月　同社専務取締役 平成17年６月　株式会社テレビ朝日代表取締役社長 現在に至る ＜他の法人等の代表状況＞ 株式会社テレビ朝日代表取締役社長	0株
3	古川賢三 (昭和23年８月４日生)	昭和46年４月　当社入社 平成８年３月　当社技術局放送運用センター放送実施担当部長 平成16年１月　当社新社屋建設本部事務局専任局長 現在に至る	0株
4	菊地誠一 (昭和26年８月29日生)	昭和49年４月　株式会社日本教育テレビ(現 株式会社テレビ朝日)入社 平成10年９月　同社営業本部営業局首都圏営業部長 平成16年６月　同社ネットワーク局長 現在に至る	0株

(注) 1. 池内文雄氏は、平成18年６月23日付で株式会社朝日新聞社の代表取締役常務取締役大阪本社代表に就任予定であり、同社は、日刊新聞の発行などを行っており、当社とは取引関係があります。また、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

2. 君和田正夫氏は、株式会社テレビ朝日の代表取締役社長であり、同社は、当社のテレビ系列局のキー局として放送事業などを行っており、当社とは取引関係があります。

3. 池内文雄、君和田正夫の両氏は、社外取締役候補者であります。

第４号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成８年６月27日開催の第69回定時株主総会において月額４千３百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、経済情勢等の変動に機動的に対応するため、年額５億８千万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

また、現在の監査役の報酬額は、昭和57年６月28日開催の第55回定時株主総会において月額８百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、経済情勢等の変動に機動的に対応するため、年額１億１千万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

この取締役の報酬額には、従来と同じく使用人としての職務を有する取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は18名、監査役の員数は５名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は19名となります。

以　上

株主総会会場ご案内略図

会　　場　大阪市北区大淀南二丁目２番48号
朝日放送株式会社　本社ABCホール

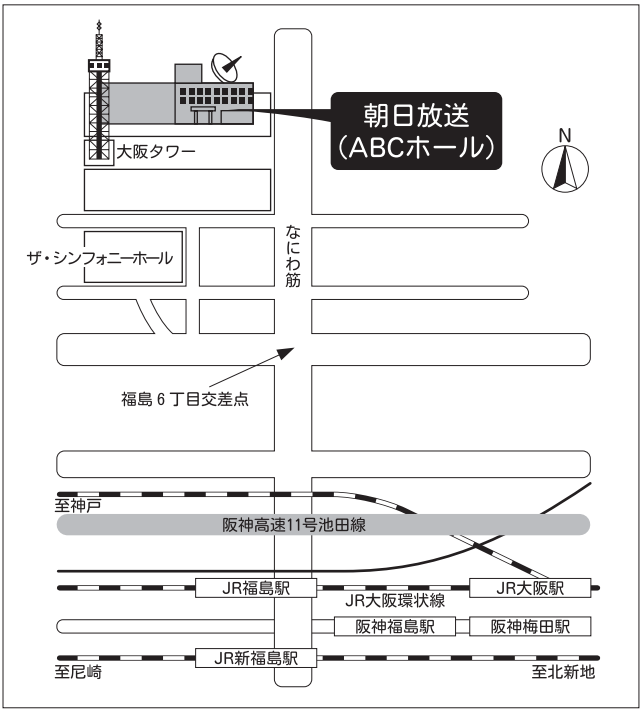

交通機関　JR大阪環状線「福島駅」下車徒歩約７分
JR東西線「新福島駅」下車徒歩約10分
JR「大阪駅」御堂筋北口から阪急バス(18番系統)
１つ目「大淀南１丁目」(朝日放送前)下車すぐ

(お願い)
会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。

R100 古紙配合率100%再生紙
PRINTED WITH SOY INK
この招集通知は、環境に配慮し、再生紙と大豆油インキを使用しております。